

過疎集落における通い農の実態からみる営農の持続可能性

—福岡県うきは市のつづら棚田を対象に—

芦沢 郁美

1. はじめに

1.1. 研究の背景と目的

近年、過疎高齢化により人口流出が進む山村地域では、集落の縮小に伴って、その土地特有の営みや、暮らし方までもが失われようとしている。本研究で対象とするうきは市のつづら棚田では、過疎高齢化の進行や2012年の九州北部豪雨での被災など耕作の継続は幾度も危機をむかえたが、棚田の営農はなんとか保たれてきた。斜面一帯に広がる田は荒廃することなく、毎年農の営みが見られる。

一方で、この棚田を有する葛箆集落は、2019年現在、住人が1世帯1人であり、実際に棚田の営農の多くを担っているのは、元集落住人の6世帯である。彼らは、様々な事情により集落をおりた後も、棚田に通いながら棚田の営農を続けている。それを「通い農」と呼ぶ。しかし、通い農の平均年齢は70歳に近づき、今後、これまでと同様の営農が続けられなくなった場合、耕作田の大部分が放棄地となり、棚田の維持がより危ぶまれる状況となる。

本研究では、通い農の営農の実態や、集落をおりたという暮らしの変化の中に、如何に「通い」を組み込んでいったのかを明らかにする。さらに、現在の営農形態はどれくらいの継続が見込まれ、通い農という耕作主体が今後も営農を続けていくために必要なことは何であるか検討を行う。

1.2. 調査概要

研究方法は、葛箆集落を離れた10世帯のヒアリング調査を中心としており、加えて土地台帳に基づく分析を行った。また、2010年に対象地で行われた研究成果^{注1)}を比較として用いている。

2. 対象地概要

対象地は福岡県うきは市新川地区の最奥部、標高350～500mに位置し、周囲を山林に囲まれた山あいの集落である。傾斜地に沿って築かれた棚田は、市の観光資源として、保全に向け、様々な取組みが行われている。1998年に都市住民との交流による地域活性化を目的とした棚田オーナー制度を全国で7番目に開始し、翌1999年には「日本の棚田百選」に選出され、

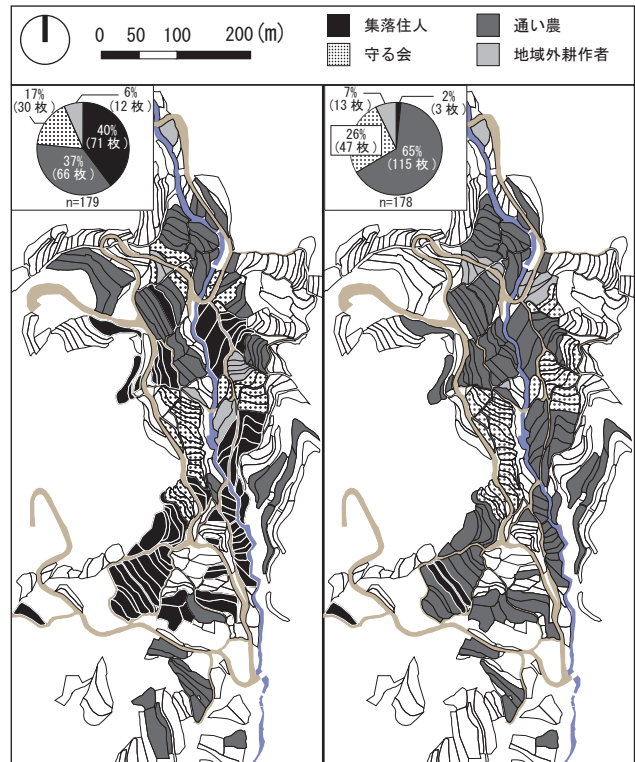


図1 2010年耕作主体

図2 2018年耕作主体

※図1は2010年の調査結果を示し、図2は2018年のヒアリング結果から作成

現在もなお注目を集めている。

2.1. 集落の変容

棚田が注目を集める一方で集落人口の減少は著しく戦後の林業最盛期には集落世帯数は49軒にのぼったが1970年からの米の生産調整による耕作田の減少、1980年の木材価格の下落に伴う山仕事の減少により集落を離れる世帯が増えた。さらに、2012年の九州北部豪雨は集落の家屋や棚田を流失させる多大な被害を与え、集落世帯数の減少を加速させた。

2.2. 営農の担い手の変容

このように集落を離れる世帯はいつの時代にも存在したが、彼らは集落から離れる際に自身の耕作田を売却・譲渡を通して残る集落住人へ引き継いできた。しかし、2000年頃になると集落の過疎高齢化によって、引継ぎ先となる適当な集落住人が存在しなくなった。そのような状況のなかで、新たに生まれた営農形態の1つが「通い農」である。通い農は、集落から住まいを移した後も棚田の耕作田を他者に引き継がず、耕作を続けている。他方で、集落から離れるのを機に自身

での耕作をやめざるを得ない場合もある。つづら棚田では、そういった田の代理耕作を行う「つづら棚田を守る会（以下、守る会）」が2005年に発足している。守る会は、葛籠集落の近隣に住む農家有志と発足時の葛籠集落住人を構成員とする組織で、通い農と同じ時期に現れた新たな営農の担い手である。

つづら棚田における耕作主体は集落住人、通い農、守る会、地域外耕作者^{注2)}の4つに大別される。なかでも通い農の耕作枚数の割合は2010年の37%（図1）から2018年の65%（図2）に大きく増加している。これは、この期間に4軒が集落をおりたため集落住人の耕作割合が大幅に減少し、そのうち3軒が集落をおりた後も通い農として耕作を続けているためである。

また、守る会の耕作枚数も2010年から2018年の間で増加しているが、守る会が提供できる労働量も限られ、今後現在以上に耕作枚数を増やすことは見込み難い。加えて、組織内の高齢化も進み、組織やその耕作の継続には課題を残している。

他方、通い農は居住地が集落外に移っても、耕作のために棚田へ通い、代々引き継がれてきた田の耕作を続けている。今後も代替わりの際にこれまでと同様に田の耕作も引継がれていけば、「通い農」は最も耕作を続けていく可能性が見込まれる主体といえる。そこで、棚田の営農の持続性を検討するため通い農の実態について現在の営農形態から考える。

3. 通い農の営農実態

つづら棚田において通い農は6世帯で、全体の65%の耕作田を担っている。このうちヒアリングの得られた4世帯の営農の実態について次に示す。

3.1. A家の営農実態

Af氏（70代）は、浮羽町小塩の出身で、A家に嫁ぎ18歳から葛籠集落で生活を始める。夫は森林組合に勤める兼業農家であったが、長男が21歳のときに亡くなる。このため、長男Am氏は5反の耕作田を引継ぎ、集落の行事や話合いに参加できるよう、会社を退職し、森林組合の請負業務に就いた。しかしながら、2003年、集落世帯数の減少が進む中、早期に集落をおりた方が良くと判断し、棚田まで車で20分の新川地区の麓、朝田（図3）に長男と2人で移住を決める。この前後で耕作枚数に変化はなく、長男が結婚を別世帯となっても2人で耕作を続けている（図4）。

通い農となって変化したのは苗作りである。これは毎日の水やりや日当たりの調節が必要なためAf氏の新宅の庭で行い、田植えの際に棚田に運んでいる。〈草刈り〉〈水の管理〉など日々の世話はAf氏が行い、大

型機械の必要な〈代掻き〉〈田植え〉〈稲刈り〉は長男が行うことになっている。大型機械を扱う日は事前に日程を決め、Af氏が先に棚田に向かことにしている。これは水量の調節などをあらかじめ行い長男が到着次第作業に取りかけられるようにするためである。

一方、Af氏の長男Am氏（40代）は21歳よりA家の家長として集落の行事に参加していたことから親世代の住人とも顔なじみである。森林組合の請負業務に就いているが、農繁期は業務日程に融通が利き、農繁期の特にとまとった日数を必要とする〈代掻き〉〈畦塗り〉〈田植え〉の一連の作業を集中して行うことができる。このため、まとまった休みの取得が難しい通い農の兼業農家から〈代掻き〉〈畦塗り〉を依頼され、労働提供という形で自身の耕作田も含めた約60枚（棚田全体のおよそ33%）の田で作業をする。

3.2. B家の営農実態

Bm氏（60代）は、浮羽町妹川の出身で、B家の婿養子となり21歳から葛籠集落で生活を始める。結婚を機に会社を退職し森林組合に転職をし、棚田の営農を受け継ぎ、兼業農家となる。耕作田は5反であり、所有する田の他に、集落をおりた世帯

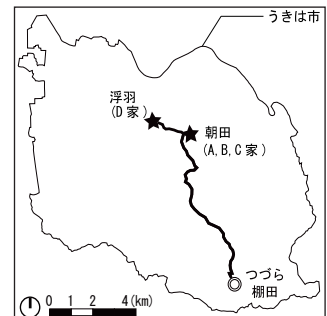


図3 各通い農の通う道

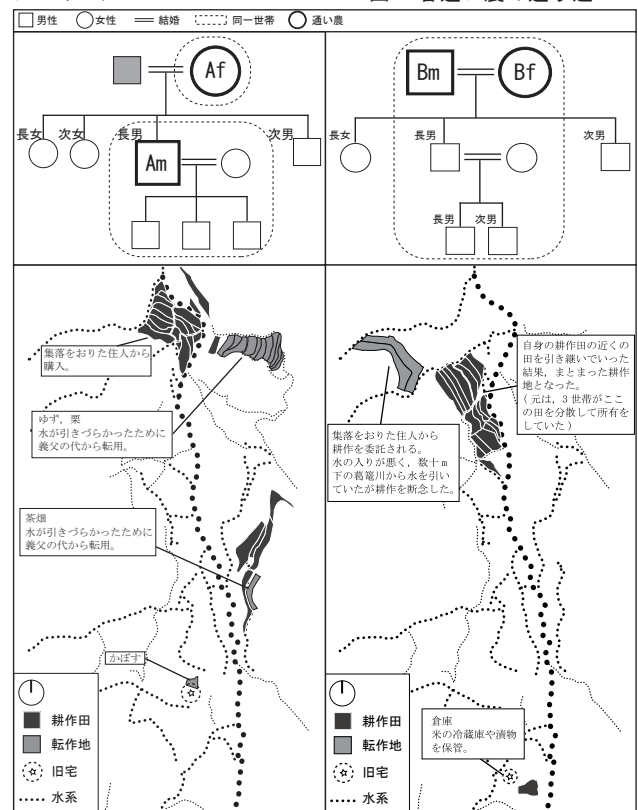


図4 A家の営農実態

図5 B家の営農実態

※図は2018年のヒアリング結果をもとに作成

から引き継いだ田もある。しかしながら、2005年、火事により自宅を焼失したため、新川地区の麓、朝日に建設していた家に引っ越すことにした。集落を離れた後も、奥さんと共に耕作を続けており、人手が必要な際は息子や孫も手伝いに訪れている（図5）。

農繁期は、朝食後、妻は洗濯、Bm氏は仕事の支度を済ませてから一緒に集落に向かう。大型機械の必要な〈代掻き〉〈田植え〉〈稲刈り〉はBm氏が担当するため主に休日に行われ、日々の〈草刈り〉を妻が行ってきた。しかしながら、昨年Bm氏が体調を崩し、代わりに同居する息子が急遽作業を引き継ぐことになったが、Bm氏の長年培われてきた技術により、農業機械で耕作ができていた田もあり、これまでも棚田での農作業を手伝ってきた息子であっても、Bm氏と同様の作業はできていない。

B家は、元の屋敷地に火災を免れた倉庫を持っており、農業機械は全て置いたままである。また、平地の新宅よりも、高地の集落の方が寒暖差を利用して食品の味を保つことができるため、漬物や米の保管もこの倉庫内で行っており、農閑期も週1,2回は食品の入れ出しのため、集落に通っている。

また、集落をおりた世帯の耕作田が近所であることからその耕作を引き継いだが、当初より水の入りが悪かった。集落における取水の権利は田んぼを開いた当時に決められたものが依然踏襲されており、取水源の変更ができなかった。このため、田から数十m下を流れる葛籠川からポンプで水を上げホースを用いて水を引くことにしたが、棚田に通いながらこの煩わしい作業を継続できずこの田の耕作の継続を断念した。

3.3. C家の営農実態

Cm氏（60代）は、浮羽市吉井の出身で、C家の婿養子となり葛籠集落で生活を始める。棚田の営農を引き継ぎ、大工との兼業農家となる。耕作田は7反であり、所有する耕作田の他にも集落をおりた人から引き継いだ田もある。しかしながら、2012年の水害により家屋と田を流失したことを機に棚田まで車で30分ほどの場所に引っ越した。住宅跡地には新しく倉庫兼一時滞在場所を建設し、流失した田は2年後までには復旧し、現在は奥さんと共に耕作を続けている（図6）。

農繁期は、毎日朝食前に棚田に訪れ〈草刈り〉〈水の管理〉を行っている。この〈水の管理〉は自らの田に水を引いている給水路に雑草や落ち葉が詰まることを防ぎ、取水の妨げにならないように行う。以前は複数の集落住人で管理していたが現在毎日訪れるのはCm氏だけであるので、1人で管理している。

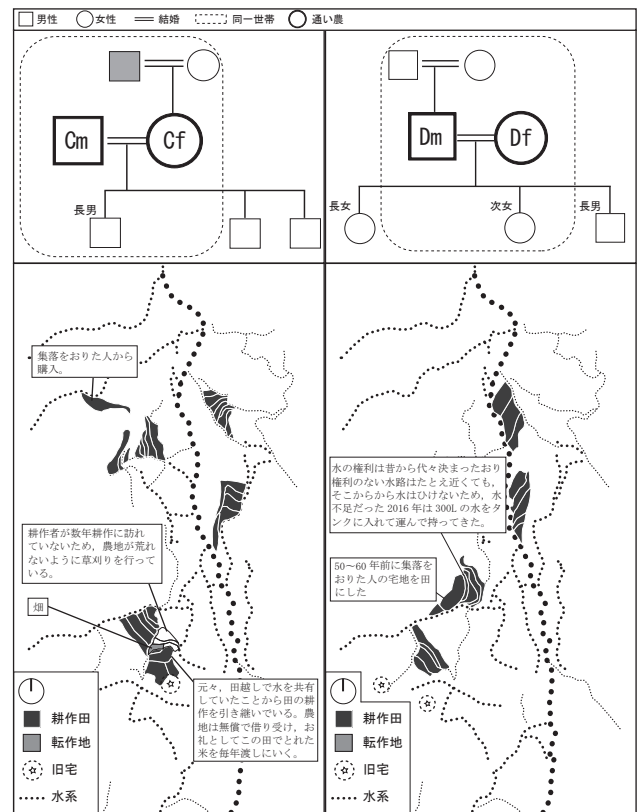


図6 C家の営農実態

図7 D家の営農実態

※図は2018年のヒアリング結果をもとに作成

自身の田の下に位置し水を共有していた田の耕作者が集落をおりる際に、その一連の田を引継ぎ、そのお礼として引継いだ田でとれた米を毎年届けている。また、引継ぎの約束をしていない田であっても管理が行き届いてないと、自ら草刈りを行うこともある。

新しく建設した倉庫兼一時滞在場所には水、電気をひいており、シャワーやコンロ、冷蔵庫が使える状態にしている。これは、早朝から作業が必要な日の前日や、もみを乾燥させる際に火を使うため目が離せないときに泊まることができるようにするためである。

3.4. D家の営農実態

Dm氏（60代）は、葛籠集落で生まれ育ち、麓の企業に就職後も葛籠集落から通っていた。当時は休日に農業を手伝う程度であった。その後、世代交代を経て、Dm氏が主たる耕作者となると、出勤前に〈水の管理〉などの毎日の農作業を行ってから、麓の職場へ通っていた。しかしながら、2012年の水害により家屋と田を流失したことを機に前述のA家、B家が住む朝日に土地を見つけ新築して引っ越し、親族より購入した平地の耕作田7反を引き継いだ。流失した田は2年後までには復旧し、現在は以前と変わらない6反の田を奥さんと共に耕作を続けている（図7）。

農繁期は、Dm氏が仕事へ行く前に〈水の管理〉〈草刈り〉を行い、終えられなかった作業はその後、妻が引き継ぐことで通いながらも以前と変わらない営農が

成立している。〈田植え〉や〈稲刈り〉は休日を利用し、息子にも手伝ってもらうことで完遂できるが、一連の農作業〈代掻き〉〈畦塗り〉は田植え直前の1週間ほどの時間を要し、まとまった休みのとれないDm氏が行うことができない。このため同じく通い農である前述のAm氏に作業委託をしている。

集落内に水害を免れた倉庫があるが、集落住人が僅かで防犯上の理由から、使用していない。このため棚田と平地の田で農業機械を共有している。例えば、日々の〈草刈り〉に必要な刈り払い機は軽トラックで運び、稲刈りに使用するコンバインは2トントラックで運ぶといったように、作業に応じて機械を運搬する必要がある。

集落を離れた後も棚田での耕作の維持に努めており、息子が今後引継いでいくことを望んでいる。一方で、息子が後継となった場合、息子もDm氏と同様に平地に職場を持つため、仕事との両立に課題が残る。また、現在は農作業を手伝う際は、棚田にあらかじめDm氏が農業機械を運んでいるが、今後はそれらの運搬から自身で行わなければならない。

4. 通い農による耕作の課題

前章より、「通い農」が成立するためには〈草刈り〉〈水の管理〉といった毎日欠かさずに行う日常的な作業と〈代掻き〉〈畦塗り〉〈田植え〉〈稲刈り〉といった農事歴の中で時期に合わせて行われる季節的な作業の両方が必要であるといえる。つづら棚田の通い農では各世帯とも役割分担がされており、日常的作業は妻が行い、大型機械を要する重労働の季節的作業は、主に夫が行う形態がとられていた。このことから、どちらかが欠ける、または一方の作業が完遂できない場合、通い農の耕作の持続は困難となるといえる。

4.1. 季節的作業を行う通い農がない場合

3章で述べたA家の長男Am氏は仕事の日程の融通がきくため、まとまった日数の休日がとれない世帯の耕作を手伝っている。自身の親世代の顔なじみということで、無償で手伝いを行うが、耕作の負担が集中しているため、現在の役割分担の中で耕作を持続することは困難であると考えられる。兼業農家において、まとまった日数が必要な〈代掻き〉〈畦塗り〉の作業が、耕作の持続の障害であり、これに対する短期的な作業支援は今後の課題である。

4.2. 日常的作業を行う通い農がない場合

また、集落をおりた世帯の中には、通い農として営農を継続する世帯の他に、所有する土地を荒廃させないよう現在も棚田に通い続ける事例が見られた。

E氏(50代)は、平地の会社に就職し、その後結婚を機に集落を離れた。当時は両親が耕作を行い、人手が必要な際に手伝う程度だった。しかし、高齢のため両親が耕作を継続できなくなったことから、E氏が耕作を引継ぎ、仕事前に棚田に通ったが、仕事との両立はできないと判断し、1年で通い農をやめてしまった。しかし、所有田の耕作の引継ぎ先を探し、見つからなかった田に関しては荒廃地とならないように休日に草刈りに行くことに決め、11年継続している。このように管理のされている田は、将来耕作者が現れた際に引き継げる状態にあるといえ、長期的にみると棚田の耕作維持のためには有効であるといえる。

5. まとめ

葛籠集落では、全国的に棚田が評価されるようになってからも過疎化に歯止めがかからず、つづら棚田の持続が危ぶまれる。代理耕作組織や棚田保全の取り組みも行われてきたが、今回の調査からは長期的には問題が解決していないといえる。今後も耕作が維持されるためには耕作枚数の7割近くを担う通い農の存在は不可欠である。現状は各世帯の生活に応じ、毎日欠かさず行う農作業をする役割と、大型機械を要する季節的な農作業をする役割の分担をすることで、営農が継続されている。

一方で、通い農の営農実態から、大きく2つの課題が明らかとなった。短期的な課題としては、農繁期において障害となっている、まとまった日数を要する〈代掻き〉〈畦塗り〉といった重労働の農作業であり、これを補う短期的なサポートが求められる。

そして、長期的な課題としては、通い農の世代交代がある。ヒアリングでは、仕事と「通い」の両立や棚田における農作業の負担の大きさから、自身の代で耕作を終えざるをえないと話す世帯がほとんどであった。また、これまでは集落という地縁組織が機能し、親類や顔なじみに田を引継ぐことで棚田の耕作は維持されてきたが、今後はその選択肢が狭まると考えられる。引継ぎは一層困難になることが予想され、負担の軽減を図りながら通い農の中での世代交代を促していくことが求められる。

注

1) 参考文献1

2) 現在、つづら棚田には地域外耕作者として2つの団体が存在する。また、年2回の農業体験にとどまる棚田オーナーは地域外耕作者に含めず、その田は実質的な耕作を担う土地所有者の属性により集落住人あるいは通い農の枚数に含めた。

参考文献

1) 安部麻美、菊地成朋、天満頼子：中山間地域における棚田保全と集落持続性に関する考察：福岡県うきは市新川地区の事例比較を通して、総合論文誌 No.10、日本建築学会、2012.1